

## 傍聴要領（会場傍聴）

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名等の必要事項を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。  
なお、受付開始の時点で希望者が定員を上回る場合は、くじ引きとなります。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反し、かつ事務局の注意に従わないときは、退場していく場合があります。

### 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

- 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。
- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
  - (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
  - (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
  - (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

### 4 その他

公衆浴場入浴料金審議会規則第7条に基づき、会議が非公開となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

また、体調が優れない場合は傍聴を御遠慮ください。